



答申第 587 号

平成 26 年 4 月 24 日

神奈川県知事 黒岩 祐治 殿

神奈川県情報公開審査会  
会 長 西 谷 剛

行政文書公開請求拒否処分に関する不服申立てについて（答申）

平成 25 年 2 月 5 日付けで諮問された特定の 2 法人の経緯報告書一部非公開の件（諮問第 638 号）について、次のとおり答申します。

## 1 審査会の結論

経緯報告書のうち、不服申立ての対象となった情報のうち、別表に掲げる部分は、公開すべきである。

## 2 不服申立人の主張要旨

### (1) 不服申立ての趣旨

不服申立ての趣旨は、特定の2法人から提出された経緯報告書（以下「本件行政文書」という。）について、神奈川県知事（以下「知事」という。）が、平成24年12月14日付けで、一部非公開とした処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める、というものである。

### (2) 不服申立ての理由

不服申立人の主張を総合すると、次のとおりである。

ア 神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第5条第2号該当の点について

(ア) 私が提出した要望書に対して、実施機関から文書で今回の違反に関する経緯報告書を事業者に提出させる旨の回答があったので、事業者から提出された報告書の中身を知りたい。

(イ) 特定地の建築基準法違反及び建設リサイクル法違反の発覚に係わる刑事告発を手続中である。本件行政文書は、建築主と関係業者らの誰を被告発人に特定するかの判断に必要となる情報である。本件行政文書の内容を精査し、今後適切に対応するべく同報告書の全文（個人名、法人名などを除く）の速やかな開示を強く要求する。

(ウ) 「届出」は統計の目的だけでなく、適宜行政当局が管理・監督・指導等する為に必要となる情報で、「届出」自体に重要な意義があるはずである。一体何のための法律で一体何のための「罰則規定（50万円）」であるのか。今回の無謀な解体工事により我々住民が被った迷惑を見ずして、違反が「軽微」であるとは真に無責任な表現である。

(エ) 届出がなければ管理・監督・指導の可能性は「ゼロ」である。自分の権利を守ることに加えて、建築行政に関し、県として指導、監督が適切に行われることにより、県民の利益にもなると考える。

(オ) 本件行政文書に施主と業者間のやり取りの「事実」が記載されているならば「信頼関係」が失われる事態が起こるとは考え難く、過剰な心配事に思える。報告書を提出させたくらいなのだから、違反行為の疑いが非常に高いので、私が知って何らかの行動を起こすことでなぜ法人に迷惑となるのか。迷惑でなく適正な対応である。

(カ) いずれにせよ「告発」が厳しいかどうかは検察当局や裁判所が決める事であり知事が判断することではない。前例がなければ今回を初の事例にして適正に建築基準法やリサイクル法を運用していく緒としてもらいたい。

### 3 実施機関（県土整備局建築住宅部建築指導課）の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本件処分を行った理由は、次のとおりである。

#### (1) 法令上の職務内容について

建築基準法（以下「法」という。）の規定に関して違反の疑義が生じた場合、一般的に、都道府県知事又は建築主事を置く市町村にあっては市町村の長が特定行政庁となり、特定行政庁は必要に応じて建築主等に対して事情聴取や法第 12 条第 5 項の規定に基づき報告書を求めるなどの措置を講じ、その結果、違反があると判断した場合は、違反是正の措置として行政指導や法第 9 条の規定に基づく行政処分を行うことになる。

本件は、建築主事を置く市町村（以下「本件地方公共団体」という。）内において住宅を新築するに当たり、既存建築物の除却工事に関する法第 15 条第 1 項に規定する建築物除却届が提出されなかった疑いがあるという事案であったため、これらの措置は原則として特定行政庁である本件地方公共団体の長が行う必要があると考えている。

法第 15 条第 4 項において、都道府県知事は、前三項の規定による届出及び報告に基づき、建築統計を作成し、これを国土交通大臣に送付し、かつ関係書類を国土交通省令で定める期間保存しなければならないと規定している。

#### (2) 本件行政文書について

本県としては、法第 15 条第 4 項の規定による建築統計の作成者として、本件地方公共団体の建築主事を經由して建築工事届が送付されたことから、

これを正しいものとして建築統計を作成し、国土交通大臣に送付していた。

しかし、法第 15 条第 1 項に規定する建築物除却届が提出されていないことが判明したことから、建築統計の作成者の立場として、当該既存住宅の除却工事施工者（以下「甲法人」という。）及び新築工事に係る建築確認申請書の申請代理者（以下「乙法人」という。）から事情聴取を行い、届出の主旨を説明すると同時に、以後遅延無く届出するよう口頭による行政指導を行い、本件行政文書の提出を求めた。本件行政文書については提出者の判断に基づき作成されたため、指導に関係ない文書（任意で提出された文書）が含まれている。

（3）条例第 5 条第 1 号該当性について

ア 甲法人から提出された経緯報告書（以下「本件甲文書」という。）の 16 行目の 9 文字目から 18 行目の最後までには、提出書類不備に関わる個人に係る情報が記載されていることから、これらの情報を公開することは、当該個人の名誉や人格に直接関わる情報であるため、特定の個人を識別することはできないが公開することにより個人の権利利益を害するおそれがあると判断し、非公開とした。

イ 乙法人から提出された経緯報告書（以下「本件乙文書」という。）のうち、確認済証、建築確認申請書、立面図及び求積図（以下「その他添付書類」と総称する。）に記載されている受付番号、受付年月日、確認済証番号、氏名、氏名のフリガナ、印影、郵便番号、住所、電話番号、確認検査員氏名、地名地番及び主要用途については、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが公開することにより個人の権利利益を害するおそれがあると判断し、非公開とした。

（4）条例第 5 条第 2 号該当性について

ア 本件甲文書については、法第 15 条第 1 項に規定する建築物除却届の未提出を認める内容が記載されているが、本件事案について特定行政庁である本件地方公共団体が違反と断定しているものではなく、行政処分もなされていないため、公開することにより当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると判断し、非公開とした。

イ 本件乙文書のうち、その他添付書類を除いた部分（以下「本件乙非公開情報」という。）については、本件事案の届出とは直接関係のない内容が記載されており、その大半は建築主と隣宅の不服申立人との隣地境界及び土地占有権をめぐる当事者間のやりとりで、内容を明らかにすることを前提として作成された文書とはいえ、公開すると乙法人と施主等との信頼関係が崩れるおそれがある。また、乙法人と施主及び工事関連業者との取引関係に関する記載があることから、公開することにより乙法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると判断し、非公開とした。

(5) その他

本件事案については、甲法人から建築物除却届が提出されておらず、また建築主からは確認申請と同時に建築工事届が提出されているものの、当該建築工事届の第一面の除却工事施工者及び第四面の除却しようとする建築物の情報が記載されていないことから、合わせて届出したとはいえないため、適切な届出の手續とはなっていないが、今回の違反行為は比較的軽微であり、意図的かつ常習的に法令違反を犯すなど悪質なものでなければ、特定行政庁が口頭による注意などの行政指導を行うのが一般的であり、行政処分や告発まで行うことはないと思われる。

4 審査会の判断理由

(1) 審査会における審査方法

当審査会は、本諮問案件を審査するに当たり、神奈川県情報公開審査会審議要領第8条の規定に基づき委員を指名し、指名委員は不服申立人から口頭による意見を、また、実施機関の職員から口頭による説明を聴取した。それら聴取の結果も踏まえて、次のとおり判断する。

(2) 本件行政文書について

本件地方公共団体内における既存建築物の除却工事に関し、法第15条第1項に規定する建築物除却届の届出義務違反が判明したという事案について、建築指導課は、建築統計の作成者の立場として、甲法人及び乙法人（以下「両法人」という。）から事情聴取を行った上で、届出義務について説明す

ると同時に、以後遅延なく届出するよう口頭による行政指導を行った。本件行政文書は、その際に両法人に提出を求めた文書であり、甲法人からは本件甲文書が提出され、乙法人からは本件乙文書として、経緯報告書の表紙（以下「表紙」という。）、経緯が記載された文書（以下「経緯」という。）及びその他添付書類が提出された。

本件処分は、本件甲文書についてはその全文を、本件乙文書については表紙及び経緯の全文を非公開とし、その他添付書類を一部非公開としたものである。

（３）本件不服申立ての対象について

本件不服申立ての対象は、本件処分において非公開とされた情報のうち、本件甲文書及び本件乙非公開情報についてであると認められるので、当審査会としては、当該情報について、以下、検討する。

（４）条例第５条第１号該当性について

条例第５条第１号は、情報公開請求権の尊重と個人に関する情報の保護という二つの異なった側面からの要請を調整しながら、個人を尊重する観点から、個人に関する情報を原則的に非公開とすることを規定している。

ア 条例第５条第１号本文該当性について

（ア）条例第５条第１号本文は、「個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」は非公開とすると規定している。

（イ）本件甲文書について

a 本件甲文書の１３行目の２１文字目から１４行目の１９文字目までに記載されている情報は、対象工事の届出番号、物件地番及び個人名であり、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るものであることから、条例第５条第１号本文に該当すると判断する。

b 本件甲文書の１６行目の９文字目から１７行目の１６文字目までに記載されている情報は、提出書類不備に関わる個人についての記載であり、特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあることから、条例第５条第１号本

文に該当すると判断する。

- c 本件甲文書の19行目の9文字目から20行目の10文字目までに記載されている情報は、個人に対する個別の対応についての記載であり、特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあると認められることから、条例第5条第1号本文に該当すると判断する。

(ウ) 本件乙非公開情報について

- a 本件乙非公開情報のうち、報告者氏名及び印影は、個人が識別される情報であり、件名もまたその内容は個人が識別される情報であると認められる。また、経緯については、そのうち建築主、不服申立人及び乙法人との間のやりとりとして、個人的な係争に関わる個人の意識、財産状況若しくは個人の具体的行動に関する情報又は個人的な係争を推認させる情報（以下「本件乙個人係争情報」と総称する。）があり、これらの部分は、他人に知られたくない情報であり、仮にその中に含まれる氏名を伏せたとしても、公開することにより個人の権利利益を害するおそれがあると認められる。
- b したがって、報告者氏名及び印影、件名及び本件乙個人係争情報（以下「本件乙個人情報」と総称する。）は、条例第5条第1号本文に該当すると判断する。

イ 条例第5条第1号ただし書該当性について

- (ア) 条例第5条第1号ただし書は、個人情報であっても、同号ただし書アからエまでに該当するものは公開すると規定している。
- (イ) 本件甲文書の13行目の21文字目から14行目の19文字目まで、16行目の9文字目から17行目の16文字目まで及び19行目の9文字目から20行目の10文字目までに記載されている情報（以下「本件甲個人情報」という。）並びに本件乙個人情報は、「法令等の規定により何人にも閲覧、縦覧等又は謄本、抄本等の交付が認められている情報」、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「公務員等の職務の遂行に関する情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る情報」又は「人の生命、身体、健康、生活又は財産を

保護するため、公開することが必要であると認められる情報」とは認められないことから、条例第5条第1号ただし書アからエに該当しないと判断する。

(5) 条例第5条第2号該当性について

ア 条例第5条第2号本文は、「法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公開することにより当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」は非公開とすることができる」と規定している。

イ 本件甲文書について

(ア) 法第15条第1項に基づく届出義務の違反に対しては、法第102条第2項において、50万円以下の罰金を科すと定められている。

実施機関は、両法人の届出義務違反は、比較的軽微なものであり、両法人に対して嚴重な注意をするにとどめるを相当とし、告発をすべき事案ではなく、それにもかかわらず経緯報告書を公開するならば、法第15条第1項違反の事実が明らかとなり、類似の違反事件を引き起こした施工会社と比較して、両法人に生ずる不利益の度合いが大きくなると説明する。

(イ) 確かに、本件甲文書のうち本件甲個人情報を除く部分には、それを公開することにより届出義務違反の事実が明らかとなり得る記載の部分（以下「本件甲特記部分」という。）があるが、本件のような専門事業者がその事業に直接適用される法令上の義務を履行することは当然であり、法令上の義務違反に該当するということは、それが公開されたからといって当該事業者の正当な利益を害するとは必ずしもいえない。

したがって、本件甲特記部分は、条例第5条第2号本文に該当しないと判断する。

(ウ) 本件甲文書の本件甲個人情報を除く部分のうち本件甲特記部分以外の部分については、当該法人の名称、文書の日付、記載事項の見出し等当該法人の利害に関わらない事項が記載されており、これらは条例第5条第2号本文に該当しないと判断する。

(エ) 本件甲文書の本件甲個人情報について、実施機関は非公開理由として



条例第5条第2号該当性を主張しているが、前記（4）ア（イ）で述べたとおり、同条第1号に該当するので、同条第2号の該当性について判断するまでもなく、非公開とすることが妥当である。

ウ 本件乙非公開情報について

（ア）本件乙非公開情報のうち本件乙個人情報について、実施機関は非公開理由として条例第5条第2号該当性を主張しているが、前記（4）ア（ウ）で述べたとおり、同条第1号に該当するので、同条第2号の該当性について判断するまでもなく、非公開とすることが妥当である。

（イ）本件乙非公開情報のうち本件乙個人情報を除く部分については、日付、時間その他当該法人の利害に関わらない事項が記載されており、これらは条例第5条第2号本文に該当しないと判断する。

## 5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別表

1 本件甲文書

枚目	該当部分
1	1行目の最初から13行目の20文字目まで
	14行目の20文字目から16行目の8文字目まで
	17行目の17文字目から19行目の8文字目まで
	20行目の11行目から22行目の最後まで

2 本件乙文書

枚目	該当部分
1	1行目の最初から4行目の2文字目まで
	5行目の最初から7行目の4文字目まで
	8行目全体
2	1行目全体
	以下表の右欄のみについて記載する（左欄は全て公開）
	2行目及び3行目全体
	9行目の最初から10行目の4文字目まで
	16行目の最初から5文字目まで
	19行目の最初から5文字目まで
	19行目の9文字目から15文字目まで
	22行目の最初から5文字目まで
	22行目の9文字目から12文字目まで
	30行目の4文字目から10文字目まで
	35行目の最初から5文字目まで
	35行目の9文字目から12文字目まで
	35行目の25文字目から36行目の最後まで
	37行目（表の欄外）全体
3	以下表の右欄のみについて記載する（左欄は全て公開）
	1行目の最初から5文字目まで
	1行目の9文字目から最後まで
	2行目の6文字目から7文字目まで
	2行目の11文字目から最後まで
	4行目の最初から6行目の3文字目まで
	6行目の7文字目から8文字目まで
	6行目の12文字目から最後まで
	8行目の最初から11文字目まで
	8行目の15文字目
	8行目の18文字目から23文字目まで
	8行目の26文字目
	8行目の29文字目から9行目の最後まで
	30行目の最初から31行目の23文字目まで
31行目の27文字目から32行目の11文字目まで	

	32 行目の 16 文字目から 34 行目の 4 文字目まで
	34 行目の 8 文字目から最後まで
	36 行目（表の欄外）全体
4	以下表の右欄のみについて記載する（左欄は全て公開）
	2 行目全体
	3 行目の 7 文字目から 10 文字目まで
	3 行目の 14 文字目から 18 文字目まで
	3 行目の最後
	7 行目の最初から 14 文字目まで
	7 行目の最後
	8 行目の 7 文字目から最後まで
	10 行目の 4 文字目
	10 行目の 8 文字目から 19 文字目まで
	10 行目の 22 文字目から 11 行目の最後まで
	16 行目の最初から 14 文字目まで
	16 行目の最後
	17 行目から 22 行目全体
	23 行目の 4 文字目から 24 行目の 17 文字目まで
	24 行目の最後
	25 行目の 4 文字目から 26 行目の 17 文字目まで
	26 行目の最後
	27 行目の 4 文字目から 7 文字目まで
	27 行目の 10 文字目から最後まで
	28 行目（表の欄外）全体
5	以下表の右欄のみについて記載する（左欄は全て公開）
	1 行目の最初から 10 文字目まで
	1 行目の最後
	6 行目の 4 文字目から最後まで
	13 行目の 4 文字目から 7 文字目まで
	13 行目の 10 文字目から 15 行目の 9 文字目まで
	20 行目の 4 文字目から 11 文字目まで
	30 行目の 10 文字目
	30 行目の 14 文字目から最後まで
	34 行目（表の欄外）全体
6	以下表の右欄のみについて記載する（左欄は全て公開）
	3 行目の 4 文字目から最後まで
	5 行目全体
	6 行目（表の欄外）全体

備考 1 行数は、文字が記載された行を上から数えたものである。

備考 2 文字数は、当該行の記載のある文字について左から数えたものである。  
句読点及び記号等の表記も一文字として数える。

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成 25 年 2 月 5 日	○ 諮問
2 月 18 日	○ 実施機関に非公開等理由説明書の提出を要求
3 月 12 日	○ 実施機関から非公開等理由説明書を受理
3 月 14 日	○ 不服申立人に非公開等理由説明書を送付
3 月 19 日	○ 不服申立人から非公開等理由説明書に対する 意見書を受理
8 月 22 日 (第 131 回部会)	○ 審議
9 月 24 日	○ 指名委員により不服申立人から意見を聴取 ○ 指名委員により実施機関の職員から非公開等 理由説明を聴取
10 月 24 日 (第 132 回部会)	○ 審議
12 月 5 日 (第 133 回部会)	○ 審議
平成 26 年 3 月 6 日 (第 134 回部会)	○ 審議
3 月 28 日 (第 135 回部会)	○ 審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
相 川 忠 夫	関東学院大学大学院教授	部 会 員
入 江 直 子	神 奈 川 大 学 教 授	部 会 員
柿 崎 環	明 治 大 学 教 授	
交 告 尚 史	東 京 大 学 大 学 院 教 授	会 長 職 務 代 理 者
沢 藤 達 夫	弁 護 士 ( 横 浜 弁 護 士 会 )	
西 谷 剛	元 國 學 院 大 学 法 科 大 学 院 教 授	会 長 ( 部 会 長 を 兼 ね る )
東 玲 子	弁 護 士 ( 横 浜 弁 護 士 会 )	部 会 員

(平成 26 年 4 月 24 日現在) (五十音順)